

「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画(山梨県海岸漂着物等対策推進地域計画)」について

(R2.3.27策定)

I 基本的事項

(1) 計画策定の背景

我が国では、海岸漂着物処理推進法に基づき、プラスチックごみを含む海岸漂着物対策を推進しているところであるが、海岸漂着物の多くは、内陸域で発生したごみが河川などを経由して、海洋に流出したものとされている。

(2) 計画の目的・趣旨

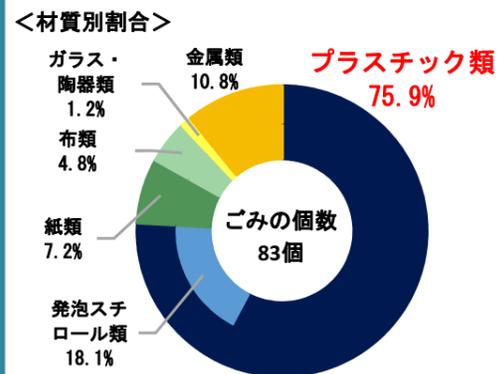
本計画は、本県の豊かな自然環境を守るとともに、流域圏による発生抑制対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、流域都県等と連携し、プラスチックごみ等の発生抑制計画を策定したものである。

(3) 計画の位置付け及び計画期間

第2次山梨県環境基本計画の部門計画であり、海岸漂着物処理推進法第14条の規定に基づく法定計画として策定。(計画期間：5年間(R2~6))

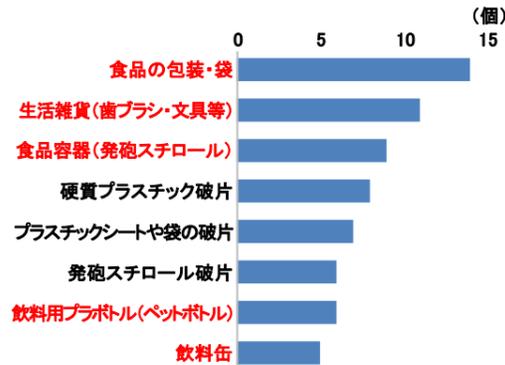
II 山梨県の現状と課題

河川散乱ごみの組成調査



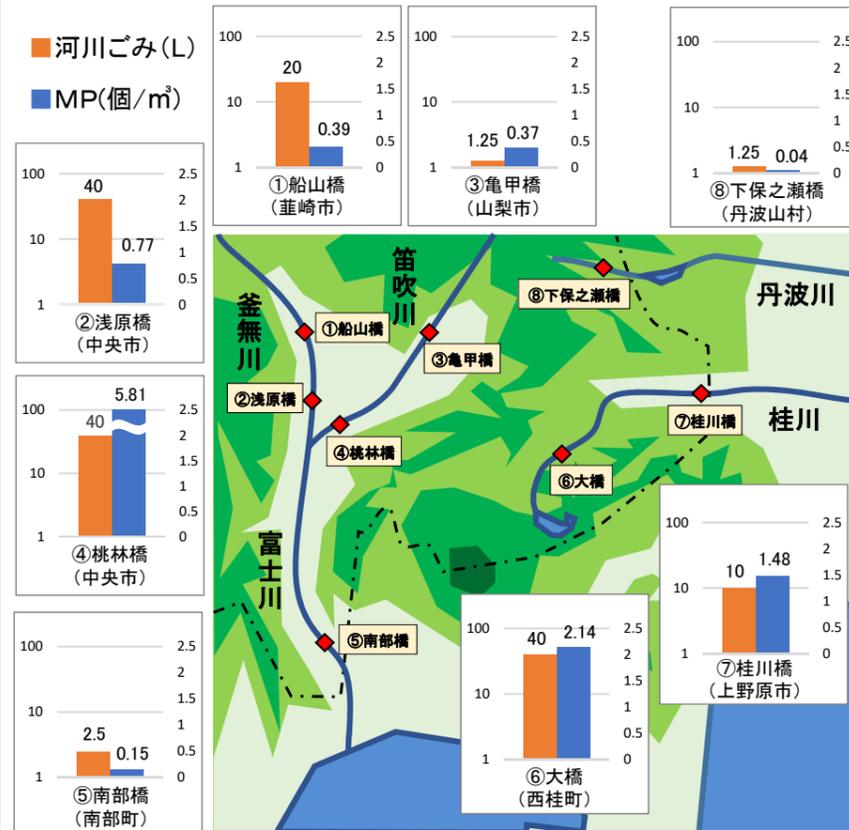
散乱ごみの約 **8割**はプラスチック

＜品目別の内訳(上位8品目)＞



多くが日常生活に由来するごみ

河川散乱ごみ調査・河川マイクロプラスチック(MP)調査



④桃林橋や⑥大橋など、人が多く生活する地域で河川ごみ・マイクロプラスチックが多い傾向

課題

(1) 発生抑制に関する課題

- 生活ごみ、プラスチックごみのポイ捨ての防止、意図しない流出(風で飛ばされる等)の防止
- 3Rの推進による、プラスチックごみ等の適正な処理の推進
- プラスチック代替品の促進等による、レジ袋を含めたプラスチック自体の使用削減
- プラスチックごみが、砕けてマイクロ化し、河川に流出する前の回収・処理
- 県民、事業者、行政、下流都県など関係者の相互の連携・協力

(2) 環境教育・普及啓発に関する課題

- 環境教育及び普及啓発を通じた、県民一人ひとりの意識の醸成
- プラスチックごみ問題に関する環境人材の育成、企業・団体など多様な主体の活動への参画

III 発生抑制対策について

1 発生抑制対策

(1) 脱プラスチックの推進

- 再生材やプラスチック代替素材の利用促進
- 使い捨てプラスチック製品を「断る(リフューズ)」気運の醸成

(2) プラスチック等の3Rの推進

- 使い捨てからリユースへの転換
- 分別収集などの一層の推進

(3) 散乱ごみ対策の推進

- パトロール等による不法投棄の抑制・早期発見
- 清掃活動等によるプラスチックごみ等の飛散・流出抑制

(4) 県民・事業者・行政の連携

- 県民・事業者・行政が一体となった、発生抑制対策の推進
- 推進体制の構築、流域圏の連携

2 環境教育・普及啓発

- 県民に向けた環境教育の展開。教育関係者と連携した、児童・生徒等の学ぶ機会の創出
- やまなし環境月間などの機会を捉えた普及啓発、民間団体や市町村等が行う啓発活動の支援

IV 関係者の役割分担と相互協力

- 国・県・市町村・事業者・民間団体・県民等が、適切な役割分担のもと相互に連携・協力
- 流域の共通課題になっているプラスチックごみ等の発生抑制対策について、流域都県(東京都、神奈川県、静岡県)が実施する対策等の情報共有と相互の連携

